

平成27年度 定期監査報告 (第4号)

1. 監査の対象 市民福祉部〔こども子育て課、社会福祉課、法人監査室、保健課〕
2. 監査の期間 自 平成27年 10月 19日
至 平成27年 11月 13日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成26年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
 - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものであ

る。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 市民福祉部

● こども子育て課

○ こども子育て担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 児童福祉費負担金（滞納繰越分）における収入未済金の会計管理者への繰越報告の時期については、適正に行われているものの、歳入調定が遅れているので、会計規則第21条及び第42条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 臨時職員の賃金計算において、出勤簿の欠勤時間の算定誤り等により、未支給のものが2件あるので精算処理されたい。
- (2) 旅費の精算において、精算までに1ヶ月近くを要しているものがあるので、速やかに精算されたい。

3. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 市立常設保育所消防設備等点検業務委託、及び市立へき地保育所消防設備等点検業務委託において、いずれも3社による見積合を行っているが、執行伺の段階にも関わらず添付されている契約書（案）に業者名、さらには金額が記入されており、不適切な事務処理となっているので、適正に事務処理されたい。
また、いずれも設計図書を作成されているが、数量の記載はなされているものの、金額の記載がないことから、何を根拠に予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。

● 社会福祉課

○ 社会援護担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 生活保護費返還金における滞納繰越分の歳入調定は出納閉鎖をまたず、直ちに次年度へ繰越し、歳入調定すべきであるが、出納閉鎖後に歳入調定を行っており、調定時期が不適切であるので、適正に事務処理されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 通信運搬費及び社会保険料の支出において、平成27年4月1日以降に支出負担行為を行っているが、平成27年3月31日までに支出負担行為を行わないものは平成26年度予算で支出することはできないので、留意されたい。

- (2) 臨時職員の賃金の支出において、欠勤時間の把握誤りにおいて、過少に減額しているものがあり、結果、賃金の過払いとなっているので、金額を精査の上、誤りであれば精算処理されたい。
- (3) 補助団体に対する補助事業指令前着手承認書で承認要件を「総会終了後、速やかに補助金交付申請を行うこと」としているが、総会開催から長いもので4ヶ月以上経過して補助申請が提出されているものがあるので、速やかに提出するよう補助団体への指導の徹底を図られたい。
- (4) 根室地区保護司会運営事業補助金の実績報告書において、収支決算書の添付はなされているものの、事業報告書の添付がなく、事業実績の確認をせずに補助確定を行っており、不適切な事務処理であるので、適正に事務処理されたい。

3. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 各業務委託において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、委託内容について充分精査されるとともに、経費削減に向けた取り組みを着実に行われたい。

○ 福祉担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 支出負担行為伺兼支出命令書は決裁後、速やかに会計課へ回付すべきであるが、3週間も経過しているので、決裁後速やかに会計課へ回付されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 通所利用者支援（移動支援）業務委託、日中一時支援事業委託業務及び障害福祉サービス支給管理台帳作成システム借上の3件について、随意契約ではあるが執行伺に添付されている契約書（案）に業者名が記入されているので、適正に事務処理されたい。

● 法人監査室

- ・特記事項なし

● 保健課

○ 国保・年金担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 平成26年4月1日に検収した消耗品の支出において、消費税及び地方消費税

の合計額（率）が5%で請求され、そのまま支払っているが、8%の誤りであるので、確認の上、支出されたい。なお、5%で支出するのであれば、検収は平成26年3月31日までに終えていなければならない、支出年度も平成25年度予算となるので、留意されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 「ねむろ健康まつり」開催に伴う各医療機器測定業務委託において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、委託内容について充分精査されるとともに、経費節減に向けた取り組みを着実に進められたい。

○ 保険税担当

- ・ 特記事項なし

○ 健康推進担当

- ・ 特記事項なし